

令和 7 年度第 1 回千葉県国民健康保険連携会議

議事要旨

令和 7 年 8 月 2 5 日（月）

午後 2 時から午後 4 時まで

千葉県教育会館本館 6 階 6 0 4 会議室で開催

議題（1）令和 6 年度千葉県及び市町村国民健康保険特別会計の決算状況について

資料 1－1 から資料 1－6 に基づき説明。

質疑・意見等なし。

議題（2）令和 6 年度千葉県国民健康保険特別会計の決算剰余金の取扱いについて

資料 2 に基づき説明。

議題に係る質疑応答は以下のとおり。

（A 委員）

国庫負担金等返還金等を除く決算剰余金約 116 億円のうち、令和 8 年度納付金の減算に充てる金額が約 40 億円にとどまることについて、被保険者から「決算剰余金が約 116 億円もあるのに、なぜ納付金減算額の倍額となる約 76 億円を財政安定化基金に積み立て、保険料が引き上げられるのか」という反発が生じる可能性を危惧している。決算剰余金には被保険者が納付した保険料が含まれていることもあり、ここ数年かけて、県内の多くの自治体が標準保険料率に近づけていく時期である、今だからこそ、被保険者のご負担を斟酌すれば、納付金減算に充てる金額を上げることも検討してみてもは如何か。今後の財政安定化基金の使い道の方針を示してほしい。

また、仮係数から確定係数で納付金が大きく上昇する問題について、特に仮係数で予算を編成している自治体にとっては大きな問題であり、今後の診療報酬改定を踏まえ、対応策を検討してほしい。

（千葉県）

市町村の厳しい状況は理解しており、今回の納付金減算は、令和 8 年度から始まる子ども・子育て支援金分の負担軽減を図るものとしている。決算剰余金を単年度で全額納付金減算に充てると、翌年度以降の納付金が急上昇し、被保険者の急激な負担増に繋がる可能性があるため、将来的な収支が見通せない中では、財政安定化基金の財政調整事業分に積み立てたいと考えている。令和 10 年度まで増加する子ども・子育て支援金の負担を軽減するために、決算剰余金や基金を活用する予定である。

仮係数から確定係数で納付金が上昇した場合の対処方法や基金の使い道については、ワーキンググループや作業部会で検討を進める。

(B 委員)

当市においても、令和 7 年度に仮係数から確定係数で納付金が上昇し、短期間で保険料率設定を再検討する必要が生じた。仮係数から確定係数で納付金が上昇しても影響を小さく抑えられるよう、ワーキンググループや作業部会で対応策を検討していただきたい。

こども家庭庁が示す試算額より安くなることを想定して、決算剰余金を納付金減算に活用するのか。

当市の場合、令和 6 年度決算では 1 人当たりの医療費は増加しなかったが、1 人当たりの納付金は増加していた。医療費の増加に応じて保険料が増加するという説明がつくような決算剰余金や基金の活用を検討していただきたい。

(千葉県)

こども家庭庁が示す試算額を踏まえ、決算剰余金を活用して子ども・子育て支援金分の負担を緩和する方向で検討している。

納付金は医療費全体を反映するものではなく、見込み計算の部分もあるため、医療費に完全にリンクするものではない。今後、どのような対応策があるか検討していく。

(C 委員)

納付金減算のスケジュールについて確認したい。仮係数に基づく算定の時点で納付金減算後の数値が示されるという認識でよいのか。

財政安定化基金の財政調整事業分の残高はいくらか。また、基金の適正規模に関する基準はあるか。

(千葉県)

仮係数に基づく算定時点で納付金減算後の数値を示す予定である。

財政安定化基金の財政調整事業分の令和 6 年度末の残高は約 50 億円であり、今回の約 76 億円を積み立てた場合には約 126 億円となる。

財政安定化基金の適正規模について、国からの通知などの基準はないが、県の国保特別会計の規模を踏まえ、検討されるべきものとする。

(D 委員)

国は歳出改革と賃上げによる社会保険負担軽減効果を生じさせ、その範囲内で子ども・子育て支援金の納付金総額を定めるとしている。千葉県はこの国の考え方に基づいて納付金減算をしたのか確認したい。

(千葉県)

納付金減算は、国の考え方に基づいて行うわけではないが、市町村や被保険者の財政負担の軽減に繋がるよう対応していきたいと考えている。

(D委員)

子ども・子育て支援金が導入されることに伴い、社会保険負担軽減効果内での視点を踏まえた納付金負担となるべきである。決算剰余金や基金を活用し、納付金の平準化を進めていただきたい。

(B委員)

医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の保険料による決算剰余金を子ども・子育て支援金分の納付金の減算に充ててよいのか。

(千葉県)

子ども・子育て支援金分の納付金を直接減算するわけではない。今回は決算剰余金を活用し、子ども・子育て支援金による負担増分の全てではないが、一部の負担相当分を医療分の納付金から減算する。結果として、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分の合計である納付金総額の上昇を緩和することとなる。

(D委員)

令和7年8月7日に開催された令和7年度都道府県ブロック会議に参加した。国に対して、当市では仮係数を基に予算を見込んでいるが、仮係数から確定係数で子ども・子育て支援金分の納付金が増した場合、これまでの医療・後期分・介護分から発生した剰余金を原資とする市の基金を活用してよいのか、という質問をしたが、回答を得られなかった。

(千葉県)

国から回答があり次第、市町村に速やかに共有する。

議題（3）子ども・子育て支援金分の賦課方式について

資料3に基づき説明。

議題に係る質疑応答は以下のとおり。

(A 委員)

昨年度、県から市町村に対して「第 2 期千葉県国民健康保険運営方針に沿った取組について」という技術的助言が通知された。子ども・子育て支援金分についても標準保険料率を参考にした保険料率の設定を進めるよう技術的助言を通知していただきたい。

(千葉県)

昨年度に発出した技術的助言のうち、保険指導課長名のものには「県が提示する標準保険料率を参考にした適正な保険料率の設定等の取組を着実に進めていただく」という内容を盛り込んでいる。子ども・子育て支援金分についても「県が提示する標準保険料率」に含まれているものと解釈していただきたい。

(B 委員)

子ども・子育て支援金分の賦課方式は 2 方式で妥当であると考え。しかし、2 方式とする理由の一つとして挙げられている「現在の県における標準保険料率の算定に使用する標準的な賦課方式は 2 方式であり、子ども・子育て支援金分についても同様に 2 方式を用いて計算するため」という表現は再検討いただきたい。医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分が 3 方式の市町村も存在しているため、別の表現に変更いただけると助かる。

(千葉県)

理由については検討したい。

議題（４）令和 8 年度国保事業費納付金・標準保険料率の算定方針について

資料 4－1 から資料 4－3 に基づき説明。

質疑・意見等なし。

議題（５）令和 7 年度市町村保険料（税）率の設定状況について

資料 5－1 から資料 5－2 に基づき説明。

質疑・意見等なし。

議題（６）保険料水準の統一について

資料 6 に基づき説明。

議題に係る質疑応答は以下のとおり。

(千葉県)

令和6年度第2回千葉県国民健康保険連携会議において、委員からの「保険料統一後の賦課方式は2方式か」という質問に対して2方式である旨を回答した。しかし、後日内部での検討を経て、ワーキンググループ等で賦課方式を改めて協議することとした。

(A委員)

県内の54市町村はそれぞれ状況が異なるため、保険料水準の統一を満場一致で進めることは難しい。統一によって財政上の不利益を被る市町村に対しては、県繰入金2号等を活用した財政支援が必要であると考えます。

県は統一の方法についてワーキンググループで議論し、財政的な不利益を被る市町村への措置を検討し、リーダーシップを発揮してほしい。それを踏まえ、市町村は県の方針を基に説明を行う努力をするべきである。

また、二元代表制の一翼を担う市町村議会への対応も重要だと考えている。この対応について、核となる共通部分については県全体で統一した働きかけを行うべきか、その部分についても市町村ごとに対応するべきかを検討する必要はないか。

また、県はボトムアップで意見を集約し、最大公約数的な方針を示すことが望ましい。

(千葉県)

財政的な不利益については、例えばシステム改修費の財政支援をワーキンググループで検討中である。その他の支援内容については未確定だが、少なくとも何らかの財政的援助を行う予定である。

市町村議会への対応の仕方については、今後協議していく。

(E委員)

保険料方式により毎年条例改正が不要となる規定を整備するメリットは大きいと考える。しかし、保険料水準統一という考え方に基づくものであるため、その根拠を市として明確にする必要がある。県から統一的な見解を示していただきたい。規定の整備が難しい場合においても、手続きや条例の参考例など、市町村が規定を整備する際の参照先を示してほしい。

賦課徴収ワーキンググループで検討されている納付金の納期数について、最も多くの市町村が採用している納期数を採用していない理由が不明である。納期数の統一の必要性も含め、住民への説明やシステム改修負担を考慮して検討を進めてほしい。

(千葉県)

先程の発言は、保険料告示方式によって県の標準保険料率を参照する規定を整備することをイメージしたものと思うが、この方式を採用するには、例えば税務課ではなく国保担当課

が徴収業務を担うなど、大幅な組織改定が必要になるため、県から市町村にこれを求めるべきではないと考えている。

事例を挙げると、奈良県では保険料と保険税の混在状態で完全統一しており、この点を参考に検討を進める。

納期数については具体的な方向性が未定であるため、引き続き検討する。

(D委員)

関係自治体間で意見を一致させた上で運営協議会に諮るのが順当であると考えている。協議の進め方は資料のとおりでよいのか。また、首長あての意見照会はいつ頃実施する予定か。

(B委員)

次回9月の運営協議会では、合意形成プロセスの流れについて説明をする予定である。その後、首長宛て意見照会をすることとなる。

首長宛て意見照会の時期については、今後の協議を経て決定したいと考えており、現時点では明確に示すことができない。

(D委員)

保険料水準完全統一後の賦課方式は2方式にする方向で議論を進めているという認識だが、本日はこの議論を深めないのか。

(千葉県)

作業部会において、連携会議に提出できるほどの内容が固まっていないため、更に議論を重ね、次回の連携会議で提出したい。

(D委員)

作業部会等の議事録をみると、現状の議論は「2方式でも問題ない」といった市町村の意見が目立つような気がする。そうではなく、2方式にする理由をしっかりと検討し、明確化してほしい。このことをしっかりと明確化しないと、3方式から2方式へ変更する市町村がそれぞれの議会へ議案を上程する際に説明が困難となる。

保険税方式と保険料方式を統一しない場合、賦課限度額の設定時期が遅れる可能性がある市町村が出ると思う。保険税方式を採用している市町村では、地方税法改正に基づき年度内で改正できる場合、6月議会で専決処分の報告が可能となり、最新の賦課限度額を設定できる。一方、専決処分ができない市町村では、翌年議会で議論を行い、さらにその翌年度から新しい賦課限度額の設定となる可能性がある。しかし、先ほどの話では、各市町村の運営協議会での説明のタイミングが問題であったとのことだったので、市議会での対応が問

題となるわけではないと確認できて安心した。保険税方式の市町村でも同じタイミングで最新の賦課限度額を設定できる可能性があると理解した。

議題（７）その他

○赤字削減・解消計画について

資料７－１に基づき説明。

質疑・意見等なし。

○医療費適正化について

資料７－２に基づき説明。

質疑・意見等なし。